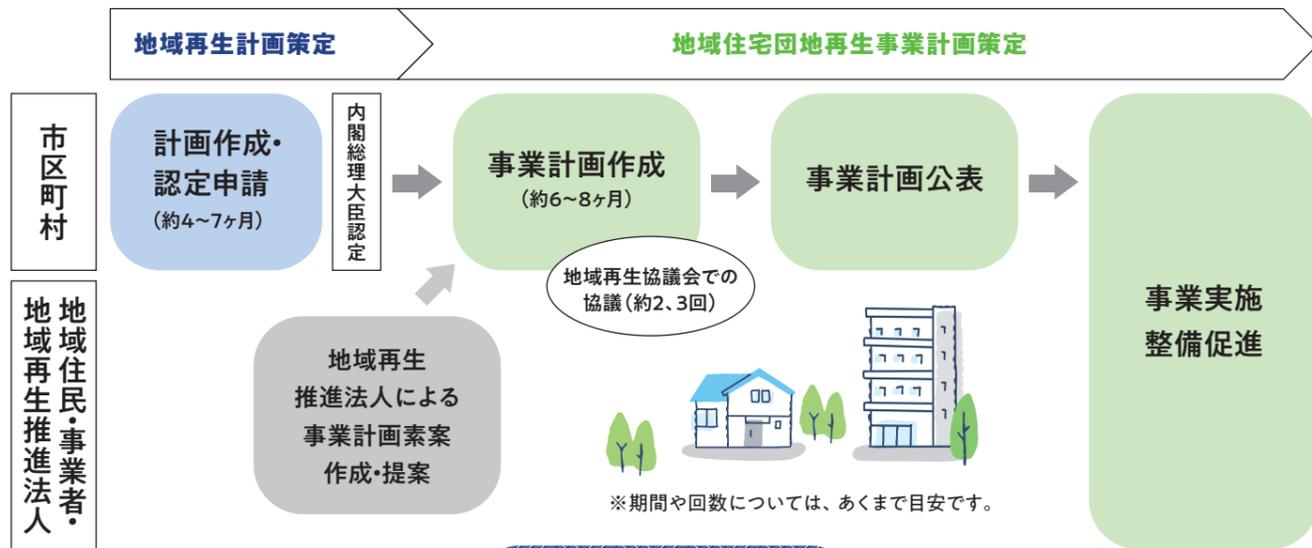


手続きフロー



Q&A

- Q. 活用できる財源はありますか。
- A. 新しい地方経済・生活環境創生交付金(内閣府)、住宅市街地総合整備事業(国土交通省)、都市構造再編集集中支援事業(国土交通省)など、各種支援制度があります。
- Q. 地域住宅団地再生事業の特例措置等を活用したい住宅団地や対象区域に要件などはありますか。
- A. 住宅団地については面積や住宅戸数、住宅のタイプ(公的賃貸・民間戸建分譲住宅など)、管理主体などの要件はありません。対象区域の設定については、市区町村が要件に照らして柔軟に設定することが可能です。
- Q. 団地の土地をデベロッパー等が開発し、住宅分譲事業者が複数いる場合でも地域住宅団地再生事業の特例措置等を活用できますか。
- A. 複数の住宅分譲事業者がいる場合でも、地域住宅団地再生事業の特例措置等を活用できます。
- Q. 地域の課題解決のため、専門家に相談できますか。
- A. 地域活性化伝道師(内閣府)などを派遣する制度がありますのでご利用ください。
- Q. どんな手続きが必要ですか。
- A. 詳しくはホームページに掲載している「地域住宅団地再生事業計画の作成等に関するガイドライン(令和6年10月改正)をご覧ください。」



内閣官房・内閣府総合サイト

地方創生

内閣官房・内閣府総合サイト
地方創生 住宅団地再生特設ページ

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/danchisaisei.html>



お問い合わせ先 内閣府地方創生推進事務局 地域再生(住宅団地再生)担当

TEL:03-6206-1388 E-mail:e.danchi-saisei.n6k@cao.go.jp

地域住宅団地再生事業

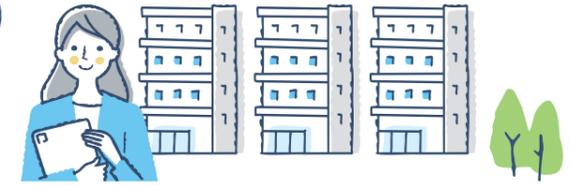
様々な課題をかかえる住宅団地の問題を解決しませんか？

令和6年10月、地域住宅団地再生事業を拡充しました。





地域住宅団地再生事業の 主な特例措置



自治体が所有する賃貸住宅団地、民間事業者が開発した戸建分譲団地など

▲面積、住宅戸数や住宅タイプなどの要件なし ▲市区町村の判断で柔軟に区域設定が可能

廃校の活用

学校の用途を変更しても高さの制限を適用せず、既存の校舎を活用できます!

※低層住居専用地域等に限る
<特定区域学校用途変更特定建築物整備促進事業の例>

多世代交流拠点施設



? 団地内の廃校を子育て支援施設として活用したいけど、高さの制限があって他の用途に使えない...

買い物支援

特定行政庁の許可を得て、用途地域を変更せずに店舗の建設が可能になり、スーパーなどを誘致できます!

※住居専用地域に限る
<住居専用地域建築物整備促進事業の例>

第一種低層住居専用地域に整備された
コンビニ併設型コミュニティ施設



? 団地内や団地付近に買い物する場所がない...

? 団地内の空き家を交流拠点施設として活用したい...

空き家活用

空き家を別の用途に転用する場合、不算入となっていた床面積を引き続き不算入とすることができます!

<特定区域住宅用途変更特定建築物整備促進事業の例>

まちの魅力発信拠点施設



移動手段の確保

自家用有償旅客運送*で交通空白地の移動手段を確保できます!

※自家用車を用いて提供する運送サービス
<住宅団地再生自家用有償旅客運送の例>

自家用有償旅客運送での
オンデマンド型
自動運送送迎サービス



? バス停や駅が近くになくて移動手段がない...

? 地域住宅団地再生事業計画を作成するにあたり、民間事業者が培ってきたノウハウを活用してほしい...



計画策定

地域再生推進法人*が計画の素案の作成・提案をすることができます!

※市区町村が指定した住宅団地再生に取り組む民間団体等
(NPO法人、一般社団法人、企業など)



このほか、各種特例措置等があります。
詳しくはホームページで!

※写真は事業のイメージです。